

# 四半期報告書

(第7期第3四半期)

カルナバイオサイエンス株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

カルナバイオサイエンス株式会社

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	9
第4 【提出会社の状況】 .....	10
1 【株式等の状況】 .....	10
2 【株価の推移】 .....	36
3 【役員の状況】 .....	37
第5 【経理の状況】 .....	38
1 【四半期連結財務諸表】 .....	39
2 【その他】 .....	52
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	53

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年11月13日

【四半期会計期間】 第7期第3四半期  
(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 カルナバイオサイエンス株式会社

【英訳名】 Carna Biosciences, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野公一郎

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

【電話番号】 078-302-7039(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 相川法男

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

【電話番号】 078-302-7039(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 相川法男

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第7期 第3四半期連結 累計期間	第7期 第3四半期連結 会計期間	第6期
会計期間	自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
売上高 (千円)	501,433	182,627	499,570
経常損失(△) (千円)	△226,232	△67,753	△346,614
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△189,362	△26,927	△503,039
純資産額 (千円)	—	1,614,739	1,789,195
総資産額 (千円)	—	1,802,031	2,070,801
1株当たり純資産額 (円)	—	30,312.36	33,587.30
1株当たり四半期(当期)純 損失(△) (円)	△3,554.76	△505.50	△9,814.39
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	89.6	86.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△377,312	—	△267,673
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	70,982	—	△313,874
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	81,750	—	813,102
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	1,208,245	1,432,132
従業員数 (名)	—	48	48

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等については、記載しておりません。  
3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	48 [2]
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の〔 〕外書きは、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

### (2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	46 [2]
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の〔 〕外書きは、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)
創薬支援事業	
キナーゼタンパク質	123,394
アッセイ開発	6,744
プロファイリング・スクリーニングサービス	33,755
合計	163,895

- (注) 1 上記の金額は、販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 創薬事業については、当第3四半期連結会計期間において生産を行っていないため記載しておりません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
創薬支援事業	123,197	9,129
キナーゼタンパク質	80,004	207
アッセイ開発	6,749	799
プロファイリング・スクリーニングサービス	32,002	4,622
その他	4,441	3,500
創薬事業	60,500	—
合計	183,697	9,129

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
創薬支援事業	122,127
キナーゼタンパク質	81,166
アッセイ開発	6,264
プロファイリング・スクリーニングサービス	33,755
その他	941
創薬事業	60,500
合計	182,627

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日至平成21年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)
SBIバイオテック株式会社	48,000	26.3

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。当第3四半期会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項及び提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（重要事象等）は、次のとおりであります。

(1) 前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項

クリスタルゲノミクス社との共同研究契約に関するリスク

第3四半期連結会計期間よりSBIバイオテック株式会社との2社での共同研究を開始したことから、クリスタルゲノミクス社、SBIバイオテック株式会社及び当社グループの3社での共同研究契約が終了し、当該3社共同研究に係る研究が想定どおりに進捗しないリスク及び共同研究契約が解除、その他の理由で終了するリスクが消滅しました。

代替設備を利用する場合のリスク

第3四半期連結会計期間よりクリスタルゲノミクス社とのX線結晶構造解析サービスの販売代理店契約が消滅したことから、韓国の放射光施設を利用できない場合に顧客へのサービス提供に遅れが生じるリスクが消滅しました。



クリスタルゲノミクス社との販売提携に関するリスク

第3四半期連結会計期間よりクリスタルゲノミクス社とのX線結晶構造解析サービスの販売代理店契約が消滅したことから、同社から共結晶構造解析データが提供されないリスク、同社からX線結晶構造解析データが提供されないリスク、化合物の構造により共結晶を取得することが困難となるリスク、化合物の構造によりキナーゼの結晶構造を取得することが困難となるリスク、及び顧客への解析データの提供が納期に間に合わないリスクが消滅しました。

特許に関わる訴訟リスク

第3四半期連結会計期間よりクリスタルゲノミクス社とのX線結晶構造解析サービスの販売代理店契約が消滅したことから、同社から提供を受けていたX線結晶構造解析サービスに係る特許侵害訴訟を提起される等のリスクが消滅しました。

(2) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（重要事象等）

当社グループは、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当事業年度の事業計画においても営業損失を見込んでおります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における世界経済は、金融不安が徐々に解消されつつある中、各国の景気刺激策等により、景気底入れの動きが見受けられるようになったものの、実体経済は本格的な改善には至っておらず、依然として厳しい状況で推移しました。わが国経済においても、景気の底打ちの兆しがみられるものの、企業業績の低迷や雇用情勢の悪化等が続き、本格的な景気回復には至っておらず、依然として先行き不透明な状況で推移しました。当社グループが属する医薬品業界におきましては、大手製薬企業によるM&A等の業界再編が続いている一方で、大手製薬企業の大主力製品が相次いで特許切れとなる、いわゆる「2010年問題」を前に、新薬の開発ニーズはますます強まっており、医薬品業界では、成長維持や新たな利益機会の創出に向け、研究開発費の有効活用や研究開発のスピードアップを図るべく、研究開発プロセスのアウトソーシング化を進めております。

このような状況におきまして、当社グループは、創薬事業において、キナーゼ阻害薬の新薬候補化合物の早期導出に向けた創薬研究に継続的に取り組む一方で、創薬支援事業において、顧客ニーズに基づいた新製品・新サービスの開発と製品・サービス提供後の迅速な顧客サポートに重点を置いた事業運営を進め

てまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は182百万円、営業損失67百万円、経常損失67百万円、四半期純損失は26百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次の通りです。

①創薬支援事業

キナーゼタンパク質の販売、アッセイ開発、プロファイリング・スクリーニングサービスの提供により、当第3四半期連結会計期間の創薬支援事業の売上高は122百万円、営業損失は9百万円となりました。売上高の内訳は、キナーゼタンパク質の販売81百万円、アッセイ開発6百万円、プロファイリング・スクリーニングサービス33百万円等であります。

②創薬事業

当第3四半期連結会計期間の創薬事業の売上高は60百万円、営業損失は57百万円となりました。

事業の所在地別セグメントの状況は次の通りです。

①日本

当第3四半期連結会計期間の日本での売上高は166百万円(セグメント間の内部売上高又は振替高31百万円を含む)となり、営業損失は70百万円となりました。

②北米

当第3四半期連結会計期間の北米での売上高は47百万円となり、営業利益は3百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は1,802百万円(前連結会計年度末比268百万円減)、負債は187百万円(前連結会計年度末比94百万円減)、純資産は1,614百万円(前連結会計年度末比174百万円減)となり、自己資本比率は89.6%(前連結会計年度末86.4%)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動により60百万円減少し、投資活動により5百万円減少し、財務活動により81百万円増加した結果、当第3四半期連結会計期間末においては1,208百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は60百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失26百万円の計上、売上債権の増加16百万円、未収入金の増加43百万円及び減価償却費25百万円の計上等の差引きによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は、5百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出4百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は、81百万円となりました。これは主に長期借入れによる収入80百万円によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は86百万円であります。

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。この事象は、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下、「重要事象等」）」に該当します。当社グループは、キナーゼ阻害薬を創製するための基盤となる技術「創薬基盤技術」を強化すべく、積極的な研究開発投資を行っていることから重要事象等が発生しておりますが、当四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は1,208百万円と、当社グループの事業規模において円滑に事業活動を継続していく上で十分かつ支障がない手元流動性を保有しております。前事業年度の有価証券報告書における「対処すべき課題」に記載の通り、当社グループは、創薬支援事業の売上を更に伸ばすことで当該事業の利益の上積みを図るとともに、創薬事業においては研究開発をさらに進め、新薬候補化合物を製薬企業に導出することで当該事業の業績改善を図り、更に研究の効率化や諸経費の抑制等の経費節減に努めることで、早期の全社業績の黒字化を達成し、重要事象等を解消できるものと考えております。

(注) 平成20年12月期第3四半期は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、前年同四半期の数値との比較は行っておりません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

第2四半期連結会計期間末において計画中であった創薬支援事業への設備（計測機器・試験管理機器）投資について、その一部2,947千円が完了しておりますが、残額について計画を変更いたしました。変更後の投資予定額は2,551千円、完了予定年月は平成21年12月であります。

創薬事業への設備（計測機器・試験管理機器）投資については、その一部2,936千円が完了しており、残りの投資予定額は4,007千円、完了予定年月は平成21年12月であります。

新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,270	53,305	ジャスダック 証券取引所NEO	(注) 1、2
計	53,270	53,305	—	—

- (注) 1 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。  
2 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。  
3 提出日現在の発行数には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成15年9月8日) 第1回②	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	3個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)5	30株(注)3、4
新株予約権の行使時の払込金額(注)6	5,000円(注)3
新株予約権の行使期間	平成15年9月12日から 平成25年9月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 5,000円 (注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は10個であり、平成15年9月8日開催の取締役会において上記条件の新株予約権6個の付与を決議しております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 当社は、平成16年5月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

4 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数のみにて行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

6 当社が株式分割等により当該払込価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されるものとします。調整により生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

7 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権は、その一部の株式につき行使することができる。

(2) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(3) その他の条件については、株主総会ならびに取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

8 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が解散したときは、新株予約権を取得する。

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回①	
第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)	
新株予約権の数	210個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	210株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	50,000円
新株予約権の行使期間	平成18年6月21日から 平成26年6月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権300個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

- 6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
  - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
  - (6) その他の権利行使の条件については、総会決議及び新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
- 7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
  - (1) 新株予約権者が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。



③ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回②	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	105個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	105株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	50,000円
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日から 平成26年6月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権105個の付与を決議しております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

- 6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
  - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
  - (6) その他の権利行使の条件については、総会決議及び新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
- 7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
  - (1) 新株予約権者が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

④ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第3回①	
第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)	
新株予約権の数	90個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	90株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	50,000円
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年6月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年8月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権150個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

- 6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
  - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
  - (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
- 7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
  - (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑤ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第3回②	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	140個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	140株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	50,000円
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成26年6月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年8月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権160個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利放棄した個数を減じております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑥ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年1月24日) 第4回	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	60個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	60株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円
新株予約権の行使期間	平成19年1月25日から 平成27年1月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年1月24日開催の取締役会において上記条件の新株予約権60個の付与を決議しております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。



⑦ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年1月24日) 第5回	
第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)	
新株予約権の数	80個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	80株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年1月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年3月11日開催の取締役会において上記条件の新株予約権100個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

- 6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
  - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
  - (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
- 7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
  - (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑧ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第7回	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	180個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	180株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円
新株予約権の行使期間	平成20年4月3日から 平成28年3月28日まで (注)8
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年3月29日開催の取締役会において上記条件の新株予約権180個の付与を決議しております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

- 6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
  - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
  - (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
- 7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
  - (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 8 平成19年8月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。

⑨ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第8回	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	190個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	190株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円
新株予約権の行使期間	平成20年7月18日から 平成28年4月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年7月14日開催の取締役会において上記条件の新株予約権190個の付与を決議しております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

- 6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
  - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
  - (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
- 7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
  - (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書若しくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑩ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第9回	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	40個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	40株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円
新株予約権の行使期間	平成20年10月16日から 平成28年4月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年10月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権40個の付与を決議しております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとし、

- 6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
  - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
  - (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
- 7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
  - (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書若しくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。



⑪ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第10回	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	50個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	50株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円
新株予約権の行使期間	平成21年1月4日から 平成28年4月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年12月15日開催の取締役会において上記条件の新株予約権50個の付与を決議しております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとし、

- 6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
  - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
  - (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
- 7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
  - (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書若しくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑫ 会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年3月29日) 第11回	
第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)	
新株予約権の数	980個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	980株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円
新株予約権の行使期間	平成22年4月16日から 平成29年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年4月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権980個の付与を決議しております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができますものとします。

6 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑬ 会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年3月29日) 第12回	
第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)	
新株予約権の数	390個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	390株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円
新株予約権の行使期間	平成22年7月17日から 平成29年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年7月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権390個の付与を決議しております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

6 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者で締結した「新株予約権割当契約書」によるものとする。

7 本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	53,270	—	1,964,570	—	513,787

(注) 当第3四半期会計期間末日後、本四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使があり、発行済株式総数残高が35株、資本金残高が1,750千円、それぞれ増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

また、当第3四半期会計期間末日後において、CSKベンチャーキャピタル株式会社（CSK-VCライフサイエンス投資事業有限責任組合の無限責任組合員）から平成21年10月22日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付を受けております。提出事由は住所を変更したためであります。なお、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
CSK-VCライフサイエンス 投資事業有限責任組合	東京都港区南青山2丁目26番1号	2,949	5.54

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

### ① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 53,270	53,270	権利内容に何ら限定のない当社における標準的となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	53,270	—	—
総株主の議決権	—	53,270	—

### ② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	101,900	84,000	61,500	59,500	64,300	84,500	91,900	84,000	95,000
最低(円)	66,300	45,550	45,000	50,300	53,800	61,800	64,000	72,800	74,800

(注) 株価は、ジャスダック証券取引所NEOにおけるものであります。

### 3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

#### (1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	経営管理部長	島川 優	平成21年6月19日

#### (2) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (経営管理本部長 兼知的財産・法務部長 兼総務部長)	取締役 (知的財産・法務部長)	相川 法男	平成21年6月19日
取締役 (営業本部長 兼営業第二部長 兼営業企画部長)	取締役 (営業部長)	原 隆	平成21年6月19日



## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期適用しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	922,785	831,545
売掛金	84,858	36,426
有価証券	299,934	700,586
商品及び製品	67,867	48,921
仕掛品	15,736	7,613
原材料及び貯蔵品	11,930	12,409
その他	78,387	68,303
貸倒引当金	△10	△499
流動資産合計	1,481,489	1,705,308
固定資産		
有形固定資産	※ 139,482	※ 203,715
無形固定資産	27,862	24,000
投資その他の資産	153,196	137,777
固定資産合計	320,541	365,493
資産合計	1,802,031	2,070,801
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	48	2,105
1年内返済予定の長期借入金	7,992	—
未払金	29,239	135,689
未払法人税等	2,084	4,533
その他	67,490	126,889
流動負債合計	106,855	269,216
固定負債		
長期借入金	72,008	—
リース資産減損勘定	—	12,389
繰延税金負債	8,428	—
固定負債合計	80,436	12,389
負債合計	187,291	281,605
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,964,570	1,964,570
新株式申込証拠金	1,750	—
資本剰余金	513,787	513,787
利益剰余金	△872,231	△682,869
株主資本合計	1,607,876	1,795,488
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,315	△1,110
為替換算調整勘定	△5,452	△5,183
評価・換算差額等合計	6,863	△6,293
純資産合計	1,614,739	1,789,195
負債純資産合計	1,802,031	2,070,801

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
売上高	501,433
売上原価	150,172
売上総利益	351,261
販売費及び一般管理費	※1 581,003
営業損失(△)	△229,742
営業外収益	
受取利息	3,357
有価証券売却益	1,074
その他	1,033
営業外収益合計	5,465
営業外費用	
支払利息	23
為替差損	1,931
営業外費用合計	1,955
経常損失(△)	△226,232
特別利益	
受取補償金	43,744
特別利益合計	43,744
特別損失	
減損損失	6,097
固定資産除却損	※2 22
特別損失合計	6,120
税金等調整前四半期純損失(△)	△188,609
法人税、住民税及び事業税	753
法人税等合計	753
四半期純損失(△)	△189,362

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
売上高	182,627
売上原価	55,896
売上総利益	126,731
販売費及び一般管理費	※1 193,853
営業損失(△)	△67,122
営業外収益	
受取利息	535
有価証券売却益	1,074
その他	21
営業外収益合計	1,630
営業外費用	
支払利息	9
為替差損	2,251
営業外費用合計	2,261
経常損失(△)	△67,753
特別利益	
受取補償金	43,744
特別利益合計	43,744
特別損失	
減損損失	2,667
特別損失合計	2,667
税金等調整前四半期純損失(△)	△26,676
法人税、住民税及び事業税	251
法人税等合計	251
四半期純損失(△)	△26,927

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△188,609
減価償却費	76,684
減損損失	6,097
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△489
受取利息	△3,357
支払利息	23
固定資産除却損	22
売上債権の増減額 (△は増加)	△49,238
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△26,532
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,772
前受金の増減額 (△は減少)	△59,728
未払金の増減額 (△は減少)	△107,103
その他	△25,739
<b>小計</b>	<b>△379,743</b>
利息の受取額	3,076
利息の支払額	△2
法人税等の支払額	△1,664
法人税等の還付額	1,022
営業活動によるキャッシュ・フロー	△377,312
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	△200,000
有価証券の売却による収入	200,000
有形固定資産の取得による支出	△11,894
無形固定資産の取得による支出	△7,678
差入保証金の回収による収入	6,049
定期預金の預入による支出	△115,494
定期預金の払戻による収入	200,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	70,982
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入れによる収入	80,000
ストックオプションの行使による収入	1,750
財務活動によるキャッシュ・フロー	81,750
現金及び現金同等物に係る換算差額	692
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△223,887
現金及び現金同等物の期首残高	1,432,132
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 1,208,245

**【継続企業の前提に関する注記】**

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

**【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】**

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	
会計処理基準に関する事項の変更	
(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用	当連結会計年度の第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 これによる損益に与える影響はありません。
(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用	当連結会計年度の第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。
(3) リース取引に関する会計基準の適用	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を第1四半期連結会計期間より適用し、通常の売買取引による会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のものについては、期首に前連結会計年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額として取得したものととしてリース資産を計上する方法によっております。 これによる損益及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。

**【簡便な会計処理】**

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)

記載すべき重要な事項はありません。

**【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】**

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

**【追加情報】**

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 402,073千円 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	※ 有形固定資産の減価償却累計額 311,425千円 同左

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	
※1	販売費及び一般管理費の主なもの
	役員報酬 67,300千円
	給料手当 78,068千円
	支払手数料 79,536千円
	研究開発費 259,596千円
	なお、研究開発費はすべて一般管理費に計上しており、上記の金額は研究開発費の総額であります。
※2	固定資産除却損の内訳
	工具、器具及び備品 22千円

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
※1	販売費及び一般管理費の主なもの
	役員報酬 21,125千円
	給料手当 27,898千円
	支払手数料 28,187千円
	研究開発費 86,663千円
	なお、研究開発費はすべて一般管理費に計上しており、上記の金額は研究開発費の総額であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	
※	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)
	現金及び預金 922,785千円
	有価証券 299,934千円
	計 1,222,720千円
	預入期間3ヶ月超の定期預金 △14,475千円
	現金及び現金同等物 1,208,245千円



(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	53,270

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	—	—
合計		—	—

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第3四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当社グループの所有する有価証券は、企業集団の事業の運営において重要なものではありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間においてストック・オプションの付与はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	創薬支援事業 (千円)	創薬事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高					
外部顧客に対する売上高	122,127	60,500	182,627	—	182,627
計	122,127	60,500	182,627	—	182,627
営業利益又は営業損失(△)	△9,360	△57,761	△67,122	—	△67,122

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品又は事業の内容

- (1) 創薬支援事業…キナーゼタンパク質の販売、アッセイ開発  
プロファイリング・スクリーニングサービス
- (2) 創薬事業……キナーゼ阻害薬研究

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)

	創薬支援事業 (千円)	創薬事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高					
外部顧客に対する売上高	420,683	80,750	501,433	—	501,433
計	420,683	80,750	501,433	—	501,433
営業利益又は営業損失(△)	42,058	△271,800	△229,742	—	△229,742

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品又は事業の内容

- (1) 創薬支援事業…キナーゼタンパク質の販売、アッセイ開発  
プロファイリング・スクリーニングサービス
- (2) 創薬事業……キナーゼ阻害薬研究

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	日本(千円)	北米(千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	134,800	47,827	182,627	—	182,627
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	31,955	—	31,955	(31,955)	—
計	166,756	47,827	214,583	(31,955)	182,627
営業利益又は営業損失(△)	△70,470	3,129	△67,340	218	△67,122

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。  
北米…米国

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)

	日本(千円)	北米(千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	374,111	127,322	501,433	—	501,433
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	85,872	—	85,872	(85,872)	—
計	459,983	127,322	587,306	(85,872)	501,433
営業利益又は営業損失(△)	△235,551	3,091	△232,459	2,717	△229,742

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。  
北米…米国

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	47,827	19,330	1,341	68,499
II 連結売上高(千円)	—	—	—	182,627
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	26.2	10.6	0.7	37.5

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。  
 (1) 北米…米国、カナダ  
 (2) 欧州…デンマーク、ベルギー、英国、スペイン  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	127,322	55,695	4,394	187,412
II 連結売上高(千円)	—	—	—	501,433
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	25.4	11.1	0.9	37.4

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。  
 (1) 北米…米国、カナダ  
 (2) 欧州…デンマーク、ベルギー、英国、スペイン  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
30,312円36銭	33,587円30銭

(注) 1株当たり四半期純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,614,739	1,789,195
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(千円)	1,614,739	1,789,195
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数(株)	53,270	53,270

2 1株当たり四半期純損失

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失 3,554円76銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	189,362
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	189,362
普通株式の期中平均株式数(株)	53,270
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度から重要な変動がある場合の概要	—

### 第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純損失	505円50銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	26,927
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	26,927
普通株式の期中平均株式数(株)	53,270
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度から重要な変動がある場合の概要	—

#### (重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
<p>当社は、平成21年11月13日開催の取締役会において、公募による新株式発行及びオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式発行を以下のとおり決議いたしました。</p>	
<p>1. 公募による新株式発行（一般募集）</p> <p>(1) 募集株式の種類および数 当社普通株式 5,000株</p> <p>(2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成21年11月25日から平成21年11月30日までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。</p> <p>(3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(4) 募集方法 一般募集とし、東洋証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社ジャスダック証券取引所の当社普通株式の終値（当日に終値の無い場合は、その日に先立つ直近の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。</p> <p>(5) 引受手数料 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払い込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。</p> <p>(6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。</p> <p>(7) 払込期日 発行価格等決定日の5営業日後とする。</p> <p>(8) 申込株数単位 1株</p> <p>(9) 資金用途 下記2.記載の「オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式発行」の手取概算額と合わせ、その金額を創薬事業における前臨床試験費用等の研究開発資金に充当する予定である。</p>	

当第3四半期連結会計期間

(自 平成21年7月1日

至 平成21年9月30日)

2. オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式発行

(1) 募集株式の種類および数

当社普通株式 750株

(2) 払込金額の決定方法

発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。

(3) 増加する資本金および資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 割当先および株式数

東洋証券株式会社 750株

(5) 申込期間（申込期日）

平成21年12月24日

(6) 払込期日

平成21年12月25日

(7) 申込株数単位

1株

(8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。

(9) その他

一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年11月13日開催の取締役会において、公募による新株式発行並びにオーバーアロットメントによる株式の売出しに関する第三者割当による新株式発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成21年11月13日

**【会社名】** カルナバイオサイエンス株式会社

**【英訳名】** Carna Biosciences, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 吉野公一郎

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 吉野公一郎は、当社の第7期第3四半期(自 平成21年7月1日 至 平成 21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。